

佐賀県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月二十日から平成二十一年十二月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	幅員 メートル
県道 大木有田線	西松浦郡有田町大木宿字整地乙七八一番一地从先から 西松浦郡有田町広瀬字山門 甲一三八八番二地先まで	後 三〇・〇 前 一〇・四
	西松浦郡有田町大木宿字整地乙七八一番一地从先から 西松浦郡有田町広瀬字山門 甲一三八八番二地先まで	後 二〇・〇 前 一〇・五
県道 伊万里有田線	西松浦郡有田町大木宿字福石甲一五五七番一地从先から 西松浦郡有田町広瀬字山門 甲一三八八番二地先まで	後 二〇・〇 前 一〇・五
	西松浦郡有田町大木宿字福石甲一五五七番一地从先から 西松浦郡有田町広瀬字山門 甲一三八八番二地先まで	後 二〇・〇 前 一〇・五
		延長 メートル
		一〇二八・八
		一〇三〇・四
		六二二・七
		六二二・〇